

# 最新中国人口事情

—1990年人口センサスと少数民族人口—

## 若林敬子

### I 第4回人口センサスの実施と結果

#### 1. 無戸籍人口1,500万人の判明

1953・64・82年に続き、第4回人口センサスが1990年7月1日に実施され、その結果、台湾などを除く大陸部人口が11億3,368万2,501人と発表された。台湾・香港・マカオを入れると11億6,001.7万人（他に華僑・華人人口は約3,000万人）となる。世界人口53.5億人の約22%を占める巨大さである。

前回82年センサス結果から8年間に日本総人口に匹敵する1億1,778万人が増加、年平均で東京都人口をはるかに上回る1,568.8万人ずつ増えた計算になる。

このセンサスの公表時の10月末に、国家計画出産委員会の彭珮雲主任、中国人口学会の劉錚会長が来日し、人口問題協議会や家族計画国際協力財団主催の国際フォーラムで講演を行った。この中で最も注目された発言は、計画外の出産のため、戸籍に未登録であったいわゆる「黒孩子（やみ子）」が約1,500万人いたことが判明したことであった。初めての近代的大調査であった82年からの8年間に、年平均180万人余が誕生しながら戸籍登録されていなかったという事実を卒直に認めたわけである。

この数字は1988年6月30日の『人民日報』が公安部情報として、100万人と報じたことからすれば大幅増であるが、90年8月に北京での国家計画出産委員会担当者との筆者の交流で88年出産力調査結果等からみこんでいた約2,000万人および流動人口により戸籍が宙にういているのが約200～300万人との推定からすると大枠としては納得できる数字となった。

戸籍漏れが生じた理由の第1は、計画外出産で、産児制限違反の処罰の社会扶養費（超過子女撫育費・多子女費とも）を支払うのがいやで、負担逃れによる未届けである。これには父母が処罰を恐れて逃げている場合と、末端の行政機関で地域ごとの出生児数の目標指標が地域ごとの出生児数の目標指標をオーバーして生まれた子供を戸籍に入れさせず、出生届の受け取りを断り、目標を達成したかにみせかけている場合とがある。

第2は、人民公社解体後の流動人口の急増に、戸籍管理がついていけないためによる戸籍漏れである。この無戸籍人口には農村戸籍から都市戸籍に移転するのに時間を要することによって、一時的に宙にういている場合と、勝手に都市に移住した農民が計画出産という名の人口抑制の盲点となっている場合とがある。

後者は“超過出産ゲリラ世帯（超生遊撃隊）”<sup>1)</sup>と呼ばれる。流動人口が計画出産を守らず、嚴重な

1) “超生遊撃隊”は、88年の春節時にテレビマンガで放じられて、広く知られるようになった。たとえば、「上海市外来人口62万人、内出産適齢女子人口18万人、外来流動人口の市、在住超過出産は2.2万余の嬰兒を数える。88年6月～89年6月までの上海第八人民医院で生れた外来嬰兒77人中、67人まで第2子、9人が第3子以上、1人は死産であった」（『解放日報』90年6月16日より）。最近チベットにまで生みにいくとの話もきいた。上海市の孤児院前には、女兒や身障者・知恵遅れの捨て子も多いという。

出産管理の網の目から漏れてしまい、第2子を産むために農村から都市へ、都市から都市へと渡りあるく世帯の出現である。さしづめ上海などは“避風港”と呼ばれ、世間の風当たりを避け、計画外に妊娠・出産するための港であるとたとえられる。

第3は厳しい中国特有の戸籍制度が経済改革下で従来のように重要性をもたなくなり、キップがなくても自由市場で食糧等が購入できるようになったことによる漏れである。

こうして生まれた子供は、人口統計に入らなくなり、義務教育にも支障をきたしてきたのであるが、今回のセンサスで戸籍確認整理作業を実施する（89年暮から各戸を訪問してチェック）中で、新しく把握されカウントされた。この世に誕生してきた以上、子供にとっては黒も白もなく差別はあってはならないのはいままでもないが、両親は計画外出産の処罰をうけることになることは避けられまい。

## 2. 90年センサス実施上の特色と結果

中国の人口センサスは第1回が1953年（6.19億人）、第2回が64年（7.23億人）、初めての近代的な第3回が82年に実施され10.31億人と、建国後わずか32年間に人口が倍増したことや、大躍進・自然災害時（1960年前後）の非正常死約1,600万人の判明など、多くの貴重な歴史的事実を人口面から明らかにした。今回の第4回は、調査員数と調査指導員数のみでも700万人近くを数える世界一の大規模調査となった。折りしも財源難で、一部に実施があやぶまれたが、ゼロがつく10年毎に行うことが決定されている通り、国務院は89年10月に「第4回全国人口センサス法」を發布、万全の準備を進めた。

調査方法は前回は臨時の調査ステーションを設けてそこで調査員が聞き取りしたが、今回は調査員が各家庭を訪問しての直接調査となった。調査項目は前回の19項目から21項目に増加したが、その増加した内容は「5年前の居住地」「前居住地の都市・農村類型」と「移動要因」の3項目であった。

つまり今回90年センサスの最大の難題は、計画外出産人口と流動人口の正確な登記にあった。まず超過出産人口数をありのままに登記することを確保するため、国務院人口センサス弁公室は、計画外出産の子供の調査登記と常住戸籍登録申告を許した。「幹部には今回ありのまま申告したらこれまで申告しなかったことの責任を追求しない。処罰されるのを心配して計画外出産の子供を申告する勇気のない大衆に対しては、宣伝教育を通じて、彼らに国がセンサスを行うのは国情・国力をはっきりさせ、社会経済発展の各種の政策の制定に科学的根拠を提供するためのものであることをわきまえるようにする」<sup>2)</sup>とした。

換言すれば、(1)調査と計画出産の政策の違いを宣伝して罰金などを恐れる大衆の心配を打ち消す。(2)戸籍の整理を通じて超過出産人口の基礎となる数をはっきりつかむ。(3)調査員が実際をつかむ際、超過出産人口を一つの重点として、病院、助産婦、隣近所に聞くこと、予防接種の記録を調べることを通じて超過出産人口の状況を事前に把握しておく、という措置がとられた<sup>3)</sup>。

今後はその日本国内でのみ公表された、1,500万人という数字の詳細な裏づけ。内訳別人口の公表がまたれるところである。

今後91年5月末に10%抽出集計、92年9月末に全集計を完了する予定であるが、91年初現在、記述の全数結果以外に国家統計局によって公表された数値で注目されるのは次のような点である。

2) 沈益民、「中国第4回国勢調査の新たな課題」、『北京週報』、第34号、90年8月21日。および8月沈氏から直接筆者への説明による。なおベットのについては、初めての直接調査が6月1日～7月10日までと期間を長くして実施。調査項目も移動関連3項目を欠くのみで、今回初めて婚姻、出産、死亡の項目が入られた。  
3) 国務院人口調査指導小組弁公室責任者の新華社記者への一問一答、90年6月21日。なお筆者は1,500万人の数字内訳の公表を国家計画出産委員会に強く要望しているところである。

普通世帯の1戸当たり人員は、82年の4.41人から3.96人に縮小。性比（女を100とした男の比）は106.6、教育程度は大学程度が10万人当たり82年の615人から1,422人に上昇、文盲・半文盲は総人口の22.8%から15.9%に低下した。これには地域差が大きく、例えば大学程度は北京市で10万人当たり9,301人、上海6,534人に比べ、チベットは574人、貴州省は777人、またチベットの文盲・半文盲率は、82年の46.13%から44.43%と若干減った。（表1参照）

都市（市と鎮＝町）の総人口は2億9,651万人、総人口の26.2%（内、市が18.7%、鎮が7.5%）と発表になったが、これは区域変更や概念上の不統一があり、詳細は稿を改めて記したい（『中国統計年鑑』90年版による従来の把握では、89年末には都市51.7%、農村48.3%）。また人民解放軍の現役軍人数は、1982年の423.8万人から319.9万人に（84年頃を中心に）大幅削減されている。

又10%抽出集計による結果は、(1)年齢構成における65歳以上人口比の増大（全国平均5.58%に比し最も高い上海市は9.24%、北京市6.42%、最も低い青海省は3.13%）。(2)就業人口中の非就業、家事従事者率の減少、第I次産業が若干の減少と第III次産業への転換。(3)婚姻状態にみる有配偶率の増大。(4)合計特殊出生率は82年の2.58から90年の2.25への低下および第1子率の増大と第3子以上多子率の低下という成果をあげつつも、初婚年齢と出産ピーク年齢の低下。(5)過去5年間の人口移動は戸籍変更者のみで2.99%。農村から都市への流入がその半数近くの48.5%を占めている。

表2・3・4は省市自治区別の人口地域分布、年齢構造と教育程度別であり、又各歳別人口ピラミッドは図1である。

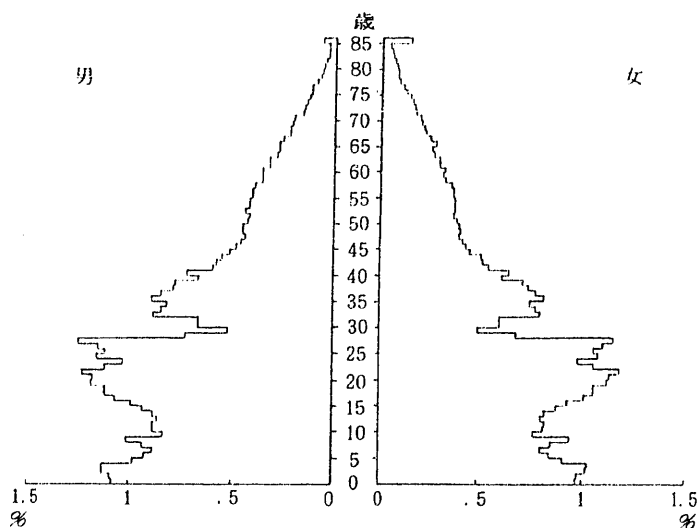
なおセンサスの誤差率は0.06%、出生誤差率0.103%、死亡誤差率0.49%と発表され（調査完了後のサンプル検査細則規定に基づく173,409人抽出結果による）正確度は確保されたとみてよいであろう。

### 3. 流動人口

ついで流動人口調査項目については、農業戸籍（戸口）と非農業戸籍（戸口）をはっきり分けて、農業戸籍から非農業戸籍に移転する人口比率、およびそれが経済発展の水準と適応するかどうかという問題の研究に根拠を提供することにねらいがあった。いわゆる“盲流”（戸籍移動を伴わず無統制で都市に流れこんだ人々）人口数は89年初め6,000～8,000万人と公表され、82年段階とは全く異なる急増をみせているが、その今回調査の流動人口の正確な把握には居住特色に基づき次の様な具体的規定を制定した。

まず1年間を基準にして、それ以上は戸籍のある所でなく事実上の常住地登録として、(1)親類・友人宅等に身をよせ同居している者はそこで、(2)賃貸家屋に住む者はその所在地で、(3)工場・企業の宿泊、建築作業現場に住む者はその単位所属で、(4)山地、路傍、自分で建てた小屋に（あき地に無断で）住む者はその地で、(5)旅館、招待所に1年以上住む者はそこで、(6)浮浪者（ホームレス）については現地の調査員が公安関係者等を動員して把握し、「調査済みカード」を発行して二重登記を避ける——とした。

図1 中国の各歳別人口ピラミッド — 1990年—



出所：1990年7月第4回人口センサス結果第6号  
（『中国人口報』91年5月27日）各歳別性別人口比より作成

表1 1990年7月第4回人口センサス主要結果（1～8は概報、9～13は10%抽出集計）

		1990年	1982年	
1	総人口	1,133,682,501	1,008,175,288	12.45%増
2	自然動態			
	出生率	20.98	20.91	0.07%増
	死亡率	6.28	6.36	0.08% "
	自然増加率	14.70	14.55	0.15% "
3	1世帯当たり人員	3.96	4.41	0.45人減
4	性別比	106.6	106.3	0.3増
5	民族			
	漢族	1,042,482,187	940,880,121	10.80%増
	少数民族	91,200,314	67,295,167	35.52% "
6	教育程度			
	大学	1,422	615	131.22%増
	高等学校	8,039	6,779	18.59% "
	中学校	23,344	17,892	30.47% "
	小学校	37,057	35,237	5.17% "
7	文盲・半文盲			
	実対総人口比	180,030,060	229,964,474	21.71%減
8	市・鎮の人口	15.88	22.81	6.93% "
9	年齢			
	実対総人口比	296,512,111	206,588,582	-
	年齢構成	26.23	20.60	-
	0-14歳	27.70	33.59	5.89%減
	15-64歳	66.72	61.50	5.22%増
	65歳～	5.58	4.91	0.67%増
10	就業状況			
	就業人口	25.25	22.91	2.34歳高
	非就業人口	79.09	78.23	0.86%増
	就業者	20.91	21.77	0.86%減
	非就業者	4.84	3.95	0.89%増
	家事従事者	8.46	12.02	3.56%減
	進学待ち者	0.29	0.22	0.07%増
	市・鎮待業者	0.71	0.51	0.20% "
	引退・定年退職・離職者	2.64	1.72	0.92% "
	労働能力喪失者	3.46	2.84	0.62% "
	その他	0.51	0.51	-
	第I次産業	71.99	73.67	1.68%減
	第II次産業	15.32	15.99	0.67% "
	第III次産業	12.69	10.34	2.35%増
11	婚姻状況			
	未婚	25.13	28.57	3.44%減
	有配偶	68.15	63.68	4.47%増
	離別	0.59	0.59	-
	死別	6.13	7.16	1.03%減
12	出産状況			
	合計特殊出生率	2.25	2.58	0.33減
	第1子率	49.51	47.24	2.27%増
	第2子率	31.17	25.60	5.57% "
	第3子以上・多子率	19.32	27.16	7.84%減
	平均第1子出産年齢	23.42	24.26	0.84歳低
	内農村	22.93	23.77	0.84歳低
	出産ピーク年齢	23	25	2歳低
	出生率	242.8	277.7	34.9%減
13	流動人口			
	5年間全人口に占める比率	2.99		
	農村から市・鎮へ流入	48.53		
	市・鎮から農村へ流入	4.15		
	市・鎮移動	33.26		
	農村間移動	14.06		

注… 1) 総人口…中国大陸の30省・自治区・直轄市と現役軍人の実数。台湾省と香港・マカオ地区の中国人同胞は含まず。

2) 自然動態の時期…1990年人口調査は調査前12カ月の数値。1982年人口調査は1981年の数値。

3) 文盲・半文盲人口…15歳以上で字を知らないか少ししか知らない者。

4) 市・鎮の人口…1990年人口調査の市の人口は区を設けた市が管轄する区の人口および区を設けていない市が管轄する街道の人口をいう。鎮の人口とは区を設けていない市が管轄する鎮の居民委員会の人口および県管轄鎮の居民委員会の人口をいう。1982年人口調査の市の人口とはすべての行政市の人口（市管轄県の人口を含まず）をいう。鎮の人口とは県管轄鎮の人口をいう。

5) すでに戸籍を移動した者、および手続きはしていないが戸籍のある県・市を1年以上離れている者。

表2 省市自治区別にみた人口分布・人口動態・市鎮（都市）人口比

地域別	総人口(人)			人口密度(人/1km <sup>2</sup> )		人口動態(%)			総人口に占める市鎮人口の割合(%)
	1990年第4回	1982年第3回	増加率(%)	1990年	1982年	出生率	死亡率	自然増加率	
計	1,133,682,501	1,008,175,288	12.45	118	105	20.98	6.28	14.70	26.23
北京市	10,819,407	9,230,687	17.21	644	549	13.35	5.43	7.92	73.08
天津市	8,785,402	7,764,141	13.15	777	687	15.50	5.98	9.52	68.65
河北省	61,082,439	53,005,875	15.24	325	282	19.66	5.76	13.90	19.08
山西省	28,759,014	25,291,389	13.71	184	162	22.31	6.25	16.06	28.72
内蒙古自治区	21,456,798	19,274,279	11.32	18	16	20.12	5.79	14.33	36.12
遼寧省	39,459,697	35,721,693	10.46	270	245	15.60	6.01	9.59	50.86
吉林省	24,658,721	22,560,053	9.30	132	120	18.40	6.12	12.28	42.65
黒龍江省	35,214,873	32,665,546	7.80	78	69	17.51	5.33	12.18	47.17
上海市	13,341,896	11,859,748	12.50	2,118	1,913	11.32	6.36	4.96	66.23
江蘇省	67,056,519	60,521,114	10.80	654	590	20.54	6.07	14.47	21.24
浙江省	41,445,930	38,884,603	6.59	407	382	14.84	6.10	8.74	32.81
安徽省	56,180,813	49,665,724	13.12	404	356	25.04	5.79	19.25	17.90
福建省	30,048,224	25,873,259	16.14	248	213	23.45	5.70	17.75	21.36
江西省	37,710,281	33,184,827	13.64	226	199	24.47	6.59	17.88	20.40
山東省	84,392,827	74,419,054	13.40	539	486	18.86	6.25	12.61	27.34
河南省	85,509,535	74,422,739	14.90	512	446	24.03	6.18	17.85	15.52
湖北省	53,969,210	47,804,150	12.90	290	255	24.32	6.84	17.48	28.91
湖南省	60,659,754	54,008,851	12.31	286	257	24.03	7.07	16.96	18.23
広東省	62,829,236	53,631,551	17.15	353	301	21.96	5.34	16.62	36.77
広西チワン族自治区	42,245,765	36,420,960	15.99	178	158	20.71	5.96	14.75	15.10
海南省	6,557,482	5,667,669	15.70	193	167	22.95	5.22	17.73	24.05
四川省	107,218,173	99,713,310	7.53	188	176	17.78	7.06	10.72	20.25
貴州省	32,391,066	28,552,997	13.44	184	162	23.77	7.13	16.64	18.93
雲南省	36,972,610	32,553,817	13.57	94	83	23.59	7.71	15.88	14.72
チベット自治区	2,196,010	1,892,393	16.04	1.8	1.6	27.60	9.20	18.40	12.59
陝西省	32,882,403	28,904,423	13.76	160	141	23.49	6.49	17.00	21.49
甘粛省	22,371,141	19,569,261	14.32	49	43	22.85	5.92	16.93	22.04
青海省	4,456,946	3,895,706	14.41	6	5	22.65	6.84	15.81	27.35
寧夏回族自治区	4,655,451	3,895,578	19.51	90	59	24.56	5.07	19.49	25.72
新疆ウイグル自治区	15,155,778	13,081,681	15.85	9	8	24.67	6.39	18.28	31.91

注…1) 本表の総計数には中国人民解放軍現役軍人の3,199,100人(90年)なお82年は、4,238,210人)が含まれている。

2) 人口動態は1990年7月人口調査前の12カ月の数値。

3) 総人口に占める市・鎮総人口の割合は次の枠で計算した。市の総人口とは区を設けた市が管轄する区の人口および区を設けていない市が管轄する街道の人口をいう。鎮の総人口とは区を設けていない市が管轄する居民委員会の人口および県が管轄する鎮の居民委員会の人口をいう。

表3 省市区別にみた人口の年齢構造状況

地域別	総人口に占める各年齢人口の比率(%)					年齢中位数 (歳)
	0—14歳	15—59歳	60歳以上	65歳以上	労働年齢	
全国平均	27.70	63.71	8.59	5.58	60.03	25.25
北京市	20.48	69.25	10.27	6.42	65.81	30.61
天津市	22.77	67.02	10.21	6.48	63.59	30.13
河北省	29.08	61.94	8.98	5.84	58.74	25.97
山西省	28.27	63.20	8.53	5.54	59.39	25.25
内蒙古自治区	28.37	65.20	6.43	4.01	61.58	24.64
遼寧省	23.27	67.73	9.00	5.69	64.30	27.88
吉林省	26.26	66.48	7.26	4.53	63.21	25.93
黒龍江省	26.62	67.03	6.35	3.82	63.47	25.36
上海市	18.22	67.82	13.96	9.24	64.12	33.91
江蘇省	23.70	66.06	10.24	6.79	62.59	27.58
浙江省	23.29	66.27	10.44	6.87	62.65	27.70
安徽省	28.41	63.06	8.53	5.38	59.39	23.96
福建省	31.30	60.80	7.90	5.00	57.21	23.42
江西省	31.75	60.56	7.69	5.08	56.57	22.75
山東省	26.59	63.95	9.46	6.23	60.31	26.37
河南省	29.27	61.94	8.79	5.82	58.29	24.33
湖北省	28.41	63.32	8.27	5.46	59.96	25.07
湖南省	28.04	63.30	8.66	5.63	59.52	24.79
広東省	29.97	60.97	9.06	5.98	57.42	24.66
広西チワン族自治区	33.21	58.68	8.11	5.43	54.82	22.80
海南省	33.50	58.23	8.27	5.47	54.71	23.03
四川省	23.17	67.85	8.98	5.74	63.63	25.71
貴州省	32.53	60.37	7.10	4.62	56.07	22.05
雲南省	31.76	60.61	7.63	4.87	56.63	22.73
チベット自治区	35.18	57.29	7.53	4.70	55.54	22.35
陝西省	28.94	63.38	7.68	5.18	59.97	24.93
甘粛省	28.28	65.50	6.22	4.09	61.97	23.75
青海省	31.15	63.70	5.15	3.13	59.87	22.28
寧夏回族自治区	33.54	61.22	5.24	3.38	57.56	21.93
新疆ウイグル自治区	32.85	60.99	6.16	3.86	57.37	22.01

注…(1) 労働年齢とは男16—59歳，女16—54歳をいう。

(2) 本表の数値には中国人民解放軍の現役軍人は含まれていない。

(3) 本表の「全国平均」とは大陸30省・自治区・直轄市の平均値をいう。

出所：1990年7月第4回人口センサス結果

表4 省市自治区別にみた教育程度別人口

人口10万人あたり人, %

地域別	大 学	高 中 (高卒)	初 中 (中卒)	小 学 (小卒)	総人口に占める文盲・ 半文盲人口の占める比率	
					1990年	1982年
全国平均	1,422	8,039	23,344	37,057	15.88	22.81
北 京 市	9,301	18,974	30,551	22,577	8.70	12.43
天 津 市	4,668	15,908	29,379	29,635	8.92	13.94
河 北 省	955	7,429	24,689	36,805	15.21	22.24
山 西 省	1,384	8,820	29,237	35,713	11.30	17.86
内 蒙 古 自 治 区	1,475	10,056	25,473	33,397	15.39	21.91
遼 寧 省	2,596	10,933	32,321	34,270	8.81	12.87
吉 林 省	2,154	12,701	26,308	35,327	10.49	16.04
黒 龍 江 省	2,139	11,729	28,460	34,089	10.87	15.87
上 海 市	6,534	19,532	31,592	22,683	11.04	14.33
江 蘇 省	1,474	8,670	26,426	34,791	17.23	26.84
浙 江 省	1,170	7,006	23,741	39,664	17.46	23.93
安 徽 省	883	5,035	19,967	34,685	24.43	31.80
福 建 省	1,227	6,979	16,867	43,238	15.63	25.15
江 西 省	991	7,097	18,841	40,672	16.22	21.38
山 東 省	975	7,140	25,182	36,260	16.87	27.49
河 南 省	848	7,069	26,545	34,729	16.15	26.28
湖 北 省	1,566	8,862	23,164	35,832	15.79	23.08
湖 南 省	1,138	8,010	22,567	42,071	12.10	17.48
広 東 省	1,338	8,928	23,041	40,451	10.45	16.09
広西チワン族自治区	791	6,804	19,141	45,041	10.61	16.94
海 南 省	1,244	10,345	22,528	34,583	13.97	19.48
四 川 省	961	5,371	21,646	43,880	16.24	23.03
貴 州 省	777	3,927	14,645	37,336	24.27	29.90
雲 南 省	807	4,095	13,795	37,905	25.44	31.49
チベット自治区	574	2,122	3,850	18,597	44.43	46.13
陝 西 省	1,672	9,255	24,359	31,130	17.62	24.09
甘 肅 省	1,104	7,825	16,851	29,127	27.93	32.42
青 海 省	1,490	8,275	17,761	26,489	27.70	29.15
寧夏回族自治区	1,609	8,000	20,274	29,384	22.06	26.96
新疆ウイグル自治区	1,845	10,372	20,662	36,423	12.75	20.29

注…(1) 総人口中には人民解放軍人は含まれる。

(2) 文盲・半文盲人口比は15歳以上の内字が読めないかあるいはわずかししか読めない人の占める割合

出所：1990年7月第4回人口センサス結果。

表5 省市自治区別にみた常住地と戸籍(戸口)の分離状況

(%, 人)

地域別	定住戸籍がいま常住している県・市にある	その県・市に1年以上定住戸籍は、他の県にある	その県・市に1年以上に定住戸籍を1年以上に離れている	その県・市にまだ定住戸籍はない	その県・市に外国人に勤務又は就学中で定住戸籍がない	定住戸籍がその県・市にある	定住戸籍が他の県・市にあり定住戸籍地を1年以上に離れている	まだ定住戸籍がない	国外で勤務又は就学し定住戸籍がない
計	97.37	1.75	0.13	0.72	0.02	1,100,727,541	1,523,911	8,164,236	238,001
北京市	93.98	4.51	0.29	0.77	0.45	10,168,427	519,032	83,099	48,849
天津市	97.35	2.01	0.07	0.53	0.04	8,552,498	182,464	46,607	3,833
河北省	98.36	1.13	0.04	0.47	0.00	60,080,183	715,490	285,218	1,548
山西省	96.56	2.49	0.16	0.79	0.00	27,768,826	762,528	226,657	1,003
内蒙古自治区	95.65	2.62	0.19	1.53	0.01	20,523,405	603,502	328,394	1,497
辽宁省	97.20	1.87	0.20	0.70	0.02	38,356,725	818,310	277,428	7,234
吉林省	96.84	1.91	0.12	1.12	0.01	23,879,232	499,740	276,756	2,993
黑龙江省	94.76	3.33	0.22	1.68	0.01	33,369,800	1,249,673	591,666	3,734
上海市	94.98	3.67	0.40	0.45	0.50	12,672,600	543,231	59,588	66,477
江苏省	97.04	1.82	0.11	1.01	0.02	65,072,234	1,292,837	679,319	12,129
浙江省	97.49	1.60	0.14	0.76	0.01	40,405,016	720,322	316,131	4,461
安徽省	98.08	1.28	0.07	0.56	0.01	55,101,319	762,835	313,140	3,519
福建省	95.40	2.42	0.20	1.89	0.10	28,665,822	786,276	566,630	29,496
江西省	97.67	1.42	0.09	0.82	0.00	36,830,598	570,694	307,397	1,592
山东省	98.19	0.92	0.05	0.84	0.00	82,862,394	814,444	712,825	3,164
河南省	98.20	0.95	0.09	0.76	0.00	83,968,922	889,874	648,973	1,766
湖北省	97.89	1.62	0.09	0.39	0.01	52,828,449	924,175	209,894	6,692
湖南省	98.47	1.12	0.07	0.34	0.00	59,733,518	720,177	203,881	2,178
广东省	93.94	4.79	0.46	0.79	0.03	59,019,558	3,292,637	498,365	18,676
广西壮族自治区	98.01	1.33	0.09	0.57	0.00	41,404,481	600,300	239,142	1,842
海南省	95.83	3.02	0.28	0.86	0.01	6,283,819	216,711	56,392	560
四川省	98.47	1.04	0.08	0.40	0.01	105,577,477	1,204,659	429,891	6,146
贵州省	98.08	1.24	0.12	0.56	0.00	31,769,159	440,297	180,753	857
云南省	98.39	1.33	0.13	0.15	0.00	36,375,855	538,431	57,029	1,295
西藏自治区	96.82	2.63	0.20	0.33	0.01	2,126,391	62,293	7,160	166
陕西省	97.81	1.34	0.10	0.74	0.01	32,163,605	473,685	241,806	3,307
甘肃省	98.11	1.32	0.08	0.49	0.00	21,948,984	311,192	109,879	1,086
青海省	94.72	2.98	1.07	1.22	0.01	4,221,439	181,011	54,265	231
宁夏回族自治区	97.30	1.90	0.15	0.64	0.01	4,529,764	95,350	29,884	453
新疆维吾尔自治区	95.46	3.42	0.28	0.83	0.01	14,467,041	561,453	126,067	1,217

出所：1990年7月1日第4回人口センサス結果、国家統計局1990年12月18日発表。



表6 広東省地区別にみた常住地と戸籍(戸口)の分離状況

(%, 人)

地区別	総人口	定住戸籍がいま常住している県・市にある	その県・市に1年以上定住し他の県にある	その県・市に1年以上定住するが、定住戸籍を1年以上離れている	その県・市に定住戸籍がないうるが、定住戸籍がないうる	その県・市に定住戸籍がないうるが、定住戸籍がないうる	その県・市に定住戸籍がないうるが、定住戸籍がないうる	定住戸籍が他の県・市にあり定住戸籍地を1年以上離れている	まだ定住戸籍はない	国外で勤務又は就学し定住戸籍がない
計	62,829,236	93.94	4.79	0.45	0.79	0.03	59,019,558	3,292,637	498,365	18,676
広州	6,299,989	90.89	7.23	0.53	1.15	0.20	5,726,082	488,859	72,327	12,721
韶関	2,840,557	94.58	4.32	0.35	0.75	0.00	2,686,606	132,684	21,190	77
深圳	1,667,360	37.85	56.79	4.47	0.83	0.06	631,108	1,021,488	13,863	901
珠海	635,490	73.20	24.00	1.25	1.52	0.03	465,199	160,462	9,646	183
汕頭	8,635,915	98.46	0.71	0.04	0.78	0.01	8,503,133	64,644	67,546	592
佛山	3,002,761	89.77	8.29	0.94	0.98	0.02	2,695,600	277,103	29,545	513
江門	3,461,742	96.95	2.28	0.19	0.53	0.05	3,356,274	85,542	18,270	1,656
湛江	5,400,478	97.48	1.54	0.08	0.89	0.01	5,264,535	87,572	48,014	357
茂名	4,890,845	98.48	0.87	0.05	0.60	0.00	4,816,596	44,758	29,435	56
肇慶	5,261,749	98.06	1.45	0.13	0.34	0.02	5,159,901	83,331	17,648	869
惠州	2,290,180	92.44	5.91	0.92	0.72	0.01	2,117,219	156,387	16,455	119
梅州	4,053,139	97.94	1.23	0.08	0.75	0.00	3,969,632	52,866	30,538	103
汕尾	2,170,806	96.52	1.30	0.08	2.10	0.08	2,095,323	29,850	45,591	42
河源	2,516,686	98.96	0.50	0.09	0.45	0.00	2,490,594	14,876	11,200	16
江陽	2,157,002	98.50	0.82	0.12	0.56	0.00	2,124,650	20,273	12,055	24
清遠	3,271,658	98.72	0.86	0.08	0.34	0.00	3,229,906	30,473	11,233	46
東莞	1,741,724	93.98	21.59	3.64	0.78	0.01	1,288,522	439,461	13,544	197
中山	1,237,429	91.19	6.93	0.87	1.00	0.01	1,128,406	96,451	12,433	139
潮州	1,293,726	98.19	0.39	0.04	1.38	0.00	1,270,272	5,557	17,832	65

出所：表3と同。広東省統計局1990年11月15日発表。

このような人と戸籍（戸口）の分離現象に対する事前調査の配慮がなされた結果、次のような結果が90年10月に発表された。総人口の97.37%が常住地と定住戸籍とが一致、残り2.63%、2,975万5,860人が異なった。（1982年センサスは前者が98.86%、後者が1.13%）後者の内訳は、(1)1年以上居住しながら戸籍が他所にある者1,982万9,712人（1.75%）、(2)1年未満の居住であるが定住戸籍地はすでに1年以上離れている者152万3,911人（0.13%）、(3)戸籍がないまま居住している者816万4,236人（0.72%）、(4)国外勤務や留学で一時的に戸籍がない者23万8,001人（0.02%）であった。

特に広東省の流動人口は、82年センサス時、49万7,527人から379万1,002人へと7.62倍に（北京でみれば16万9,868人から60万2,131万人へ3.54倍）、とりわけ最大の経済特区である深圳では、定住戸籍があるのはわずか全人口の37.85%にすぎないという結果が明らかになった。（表5・6参照）

## II 少数民族人口の急増とその要因

### 1. 少数民族人口の急増

90年センサス結果で最も注目される点は、少数民族人口である。55の少数民族の人口総数は9,120万0,314人で総人口の8.04%、82年の6,723万人、6.70%よりも35.5%の大幅増加（漢族は10.8%増）となった。人口100万人以上の民族数は15から18に増加、10～100万人未満の民族数は13から15へ、残り22民族はいずれも10万人以下である。（表7）

82--90年のわずか8年間に2倍以上に急増した民族は、仡佬族（82年時には貴州省にその89.7%が居住）が53,802人から437,997人に8.1倍、俄羅斯族（新疆ウイグル自治区に91.5%が居住、ロシア族）が2,935人から13,504人へ4.6倍、赫哲族（黒龍江省に91.0%）が1,476人から4,245人に2.9倍、満州族（遼寧省に46.5%）が4,304,160人から9,821,180人へ2.3倍、錫伯族（遼寧省に62.8%）が83,629人から172,847人へ2.1倍、土家族（湖北省に52.8%）が2,834,732人から5,704,223人へ2.0倍と6民族を数える。

このように短期間に急増した要因は、もちろん人口動態要因のみでは説明範囲を超えている。なぜなら、(1)一人っ子政策の枠外による出生率が漢族より高い（法定結婚年齢も自治区では2歳引き下げられ、男20歳、女18歳とされている例が多い。）

(2)漢民族と少数民族との間の「通婚」が増大しつつあり、その間に生まれた子供はほとんどが少数民族を名乗ることで相対的に膨張した——からである。

加えて(3)1978年以降、それまで冷遇と軽視を受けることを怖がり、少数民族であることを認めようとせず、出自を隠していた者がなぜ一斉に民族戸籍変更を申告し直したのか。ちなみに中国の民族名は自己申告制であるが、18歳までは親が、それ以降は子供自身が民族を選択・申告できる。

この78年以降の増大は、実は手厚い少数民族への優遇政策、とりわけ結婚・出産という再生産年齢に達した時、厳しい一人っ子政策の枠からはずれ、第2子出産（一部農村では第3子も）が認められるという特典によるものである。

又(4)貴州省でみるように、1980—85年にかけて、積極的・集中的な民族識別工作が省民族事務委員会の中に、担当事務室を特別に設置して行われた模様である。（表8）

それでは以下いくつかの具体例をみてみよう。

筆者は90年夏、黒龍江省ソビエト国境沿いに居住するオロチョン（鄂倫春）族、ダフル（達斡爾）族、ホジェン（赫哲）族、北朝鮮国境沿いの吉林省延辺の朝鮮族、遼寧省の満族・シボ（錫伯）族を調査した。又90年暮から91年冬には海南省リー（黎）族、ベトナム国境沿いの広西自治区にすむチワン（壮）族・ヤオ（瑶）族、貴州省のプイ（布依）族・ミャオ（苗）族・トン（侗）族の郷に入って人口調査を行った。

表7 民族別人口：1982・90年センサス結果およびその間の増加率

民族名	1990年	1982年	増加率	民族名	1990年	1982年	増加率
総計	1 133 682 501	1 008 175 288	12.45	ダフル（達斡爾）族	121 357	94 014	29.08
漢族	1 042 482 187	940 880 121	10.80	ムーラオ（仫佬）族	159 328	90 426	76.20
蒙古族	4 806 849	3 416 881	40.68	チャン（羌）族	198 252	102 768	92.91
回族	8 602 978	7 227 022	19.04	ブーラン（布朗）族	82 280	58 476	40.71
チベット（蔵）族	4 593 330	3 874 035	18.57	サラ（撒拉）族	87 697	69 102	26.91
ウイグル（維吾爾）族	7 214 431	5 962 814	20.99	マオナン（毛難）族	71 968	38 135	88.72
ミャオ（苗）族	7 398 035	5 036 377	46.89	コーラオ（仫佬）族	437 997	53 802	714.09
イ（彝）族	6 572 173	5 457 251	20.43	シボ（錫伯）族	172 847	83 629	106.68
チワン（壮）族	15 489 630	13 388 118	15.70	アチャン（阿昌）族	27 708	20 441	35.55
ブイ（布依）族	2 545 059	2 122 389	19.91	ブミ（普米）族	29 657	24 237	22.36
朝鮮族	1 920 597	1 766 439	8.73	タジク（塔吉克）族	33 538	26 503	26.54
満族	9 821 180	4 304 160	128.18	ヌー（怒）族	27 123	23 166	17.08
トン（侗）族	2 514 014	1 426 335	76.26	ウズベク（烏孜別克）族	14 502	12 453	16.45
ヤオ（瑤）族	2 134 013	1 403 664	52.03	オロス（俄羅斯）族	13 504	2 935	360.10
ベー（白）族	1 594 827	1 132 010	40.88	エヴェンキ（鄂温克）族	26 315	19 343	36.04
トウチャ（土家）族	5 704 223	2 834 732	101.23	ドアン（德昂）族	15 462	12 295	25.76
ハニ（哈尼）族	1 253 952	1 059 404	18.36	ポウナン（保安）族	12 212	9 027	35.28
カザフ（哈薩克）族	1 111 718	908 414	22.38	ユーグ（裕固）族	12 297	10 569	16.35
タイ（傣）族	1 025 128	840 590	21.95	キン（京）族	18 915	11 995	57.69
リー（黎）族	1 110 900	818 255	35.76	タタル（塔塔爾）族	4 873	4 127	18.08
リス（傈僳）族	574 856	480 960	19.52	トールン（独竜）族	5 816	4 682	24.22
ワ（佯）族	351 974	298 591	17.88	オロチョン（鄂倫春）族	6 965	4 132	68.56
シエ（畲）族	630 378	368 832	70.91	ホジェン（赫哲）族	4 245	1 476	187.60
高山族	2 909	1 549	87.80	メンバ（門巴）族	7 475	6 248	19.64
ラフ（拉祜）族	411 476	304 174	35.28	ロッパ（珞巴）族	2 312	2 065	11.96
スイ（水）族	345 993	286 487	20.77	ジノー（基諾）族	18 021	11 974	50.50
トンシャン（東郷）族	373 872	279 397	33.81	その他未識別民族	749 341	881 838	
ナシ（納西）族	278 009	245 154	13.40	帰化外国人	3 421	4 842	
チンポー（景頗）族	119 209	93 008	28.17				
キルギス（柯爾克孜）族	141 549	113 999	24.17				
トウ（土）族	191 624	159 426	20.20				

1) 独竜族は1985年にバラウン（崩竜）族から民族側の要請により改名  
 注：人民解放軍現役軍人の数を含む。  
 出所：国家統計局1990年11月14日発表。

オロチョン族は1953年（実際の生活は58年）より狩猟の幕居暮らしから国家の無償住宅供給によって定住生活に転換。子供は3人までの出産許可、教育費の無償と教育手当金の支給、医療の無料、大学入試時の有利性（入試点数と奨学金）等々から70年代後半より漢族との通婚が急増した。目が細くほっぺがふくれた顔立ちは一目でオロチョン族だと判明できるが、今後10—20年すると戸籍こそオロチョン族を名のっても、純粋民族の消滅は時間の問題となろう。ちなみに、人口は82年4,132人から90年に6,965人に1.7倍、郷は黒龍江に5、内蒙古に5点在している。ましてや彼らは言語はあっても文字をもたず、通婚によってそれも消えかけ、記録する手段をもちえていない。（ホジェン族も同様）

また82年に1,476人と最少人口のホジェン（赫哲）族は、90年に2.9倍の4,245人にふくらんだ。その結果ロッパ（珞巴）族（2,312人、その99.0%がチベット自治区に居住）、高山族（2,909人、福建省に居住、台湾に30—40万人）について3番目の位置にかわった。ソビエトではナナイ族ともまた1937年に泉靖一が調査した当時はゴルジ族ともよませている。黒龍江、松花江、ウスリー江の3大

表8 少数民族への優遇政策の事例：黒龍江省

二、赫哲（ホジェン）（1982年全国で1,476人）佳木斯市同行		
1.	出産政策= 3子を許可	1980年以来
2.	小、中、高校まで無料就学；大学入試では優先許可	1953年～
3.	医療費、半額国家負担	1953年～
4.	住宅、個人負担30%、国家負担70%	1986年～
5.	漁業隊を組織し、漁業生業のための船を支給	1983年～
6.	都市戸口住民と同様の商品食糧	1953年～
7.	個体戸（飲食店、商店）や郷鎮企業の免税	1983年～
8.	幹部になりやすく、研修制度もあり	1953年～
三、達斡爾（ダフル）族（1982年全国 94,014人）黒河市坤河達斡爾族満族郷		
1.	大学では一等奨学金（1～4等ある内の最も有利な、月25～30元）	
2.	民族中学校あり、年間30元の文房具の支給手当、小学校は完全無料	
3.	生産資材（農機具、肥料、農薬）の優先的購入	
4.	プラス3斤の米が加算供給	
四、鄂倫春（オロチョン）族（1982年全国で4,132人）黒河市新生鄂倫春族民族郷		
1.	出産 3子を許可	
2.	教育 教育生活手当として、小学生 100元 中学生 140元が無料教育の上にさらに支給される。	
3.	医療 無料	
4.	住宅 1953年 狩猟生活から定住化へ 土づくりの住宅支給の無料供給 1983年 レンガづくりの住宅支給 "	

出所：1990年7～8月の筆者の現地調査による。

河がまじわる一帯の3郷1村に居住、その中の同行市街津口には409人、129戸が居住している。

漁撈を生業として生魚を食べ、冬は狩猟も行い、“魚皮韃子族”ともよばれるように魚皮を衣服に用いてきた。戦時中の日本軍は、ソビエトとの交流・情報もれを阻止するために山中にホジェン族を隔離して集め、山地“併村”政策をとった。ために人口は1945年に300余人と半減したが、近年は通婚による漢化が著しい。優遇政策は表8でみたように、オロチョン族と類似しているが、漁業隊への船の供給援助、都市民と同様の商品食糧の供給、郷鎮企業と個体（自営業）への免税、幹部研修の機会などが加えられている。

坤河ダフル(達斡爾)族満族郷（黒河より東南45km）も70年代後半から通婚が奨励され、1つの家族が3つ程の民族から構成される例も多く、「出産政策はすなわち民族政策である」との感を強くした。

遼寧省瀋陽市の北に近接する鉄嶺市では、人口345.3万人中、漢族が283万人（82.0%）、少数民族は62.1万人（18.0%）を占める。ここでの特色は満族の人口が1982年に20万4,030人から86年に51万2,891人にわずか4年間に2.5倍、錫伯族は同9,270人から22,427人へと2.4倍に急増したことである。その結果、漢族は82年の310万2,272人が、86年に283万4,416人へと、8.6%の人口減となった。市内の民族構成比率でいうと満族は全人口の6.0%から14.0%へ、錫伯族は、0.3%から0.6%へ、漢族は91.8%から82.0%へと変化した。この理由はいうまでもなく1985・86年の2年間に集中して戸籍変更が行われた結果であり、歴史約経緯にもとづいている。

ここでの優遇政策の特色としては、(1)郷（村）に対して借入金2,000元までの利子が半額であること、(2)肥料や農機具などの農業生産必要物資の優先的供給、(3)大豆を生産しない民族郷に対しての豆油の供給、などがあげられる。

このような少数民族人口のあまりの急増ぶりに、90年7月の人口センサス実施を前にして国家統計局・民族事務委員会・公安部の三者は慎重な態度をとり、民族変更人口をできる限り少なく抑えようとした。つまり89年4月から1年間戸籍変更を凍結し、かつ90年4月以降変更条件を厳格化する方策にきりかえた。(又遼寧省の満・錫伯族に対しては、1986年以降の戸籍変更者に対して第2子出産を許可しないとの規定もなされたという。)

ついで貴州省の事例をみると、省民族事務委員会は、戸籍変更担当事務室を設けて、1980—85年に民族識別工作を集中的に行った。その結果、トゥチャ(土家)族は82年に省内で1,625人にすぎなかったのが8年後の90年には102万8,189人に、コーラオ(仡佬)族は5万1,521人から43万0,519人にペー(白)族は4,858人から12万2,166人へと驚くべき急増となった。

岩山で荒地の多い地形である貴州では、水土流出面積は60年代に3.5km<sup>2</sup>(全省の20%)、80年代初め5万km<sup>2</sup>(28%)、さらには2,000年に6.5万km<sup>2</sup>(39%)に達するだろうと予測されている。耕地面積では、全省で1949年に2,697万亩(1亩=6.7a)、62年は3,100万亩で最高値となり、88年には2,840万亩に減少。一人あたり耕地面積でみると、49年の1.92亩が88年に0.90亩に半減、農業労働力1人あたりは49年の4.88亩が88年に1.02亩に4分の1以下となった。「貴陽静止峰」とよばれる前線の滞留により「天に3日の晴れ間なく、地に3里の平地なく、人に3分の銀なし」といわれ、特に冬の晴れ日はまずありえない。酸性雨も発生しやすく被害は深刻である。

国務院扶貧弁公室は、85年に全国に年収250元以下の貧困県331を指定して対策にのり出したが、貧困・生態(水土流出)、少数民族問題、人口増加という悪循環の構図をとほぐすことは容易ではない。国務院は85年以降より全国少数民族地区貧困扶助工作会議で「計画出産活動を少数民族地区の貧困扶助活動の重要な任務」として重点的に位置づけている。

## 2. 婚姻・人口動態からみた少数民族類型

少数民族の婚姻については、たとえば初婚年齢をどの段階とみるべきかなど、その独特の伝統的習慣上、注意しなければならない点が多い。

その1例として貴州省のプイ(布依)族は生まれてまもなく結婚相手が決められ、はやくて2~3歳で母親がおぶって男の家に行って結婚式をあげる。このことを「定親」という。18歳になると夫の家に1泊するが同室に同伴者が一緒に、結婚後も子供が生れる(必ず夫の家で生む)まで実家で生活する。このことを「不落夫家」といい、夫の家に同居・定住する「長住夫家」は、平均2.5年後である。この間、別の男性と結婚したくなったら、「退婚」(=式をあげたのみで同居していないのだから離婚とは異なる)することができる。このように結婚しても数年同居をしない風習は、貴州省冊亨や羅甸では今日もみられるが、筆者が調査に入った鎮寧布依族苗族自治県の石頭寨(村)では1970年代前半まで残っていた。(一部侗族にもみられる。)

また海南島黎族では、その典型地域の昌江黎族自治县王下郷では、女子が13歳になる頃、草ぶき屋根の母屋のそばに「隆围」とよばれる小さな家(倉庫で穀物の番をかねる場合もある)を建て、ダブルベットをおき、男子の夜の訪問が許される。この段階で結婚が許されるのではなく、子供を1~2人生んでから結婚する習慣が今日もなお残っている。

雲南省の納西族、特に麗江納西自治県では、訪妻婚型の母系社会が今日もなお維持されている<sup>4)</sup>。

4) 少数民族人口については、以下の本稿より詳細な拙稿をあわせて参照されたい。

- ・「中国少数民族の人口研究序説」、『人口問題研究』、186号、1988年4月(後に拙著『中国の人口問題』、東京大学出版会、1989年に収録)。
- ・「オロチョン族・ホジェン族郷などを訪れて」、霞山会、『東亜』、1990年11月号。
- ・「少数民族人口」、および「計画出産」、アジア経済研究所の中国人口研究会報告書(近刊)の論文に詳しく記した。

以上、紙面の制約で若干をかいまみただけでも中国55の少数民族の婚姻と出産をめぐる様相は多様であることが解せよう。これらの調査はようやく手がけられはじめている段階であるが、その1例として、中国人口情報研究中心が行った8つの少数民族の1989調査結果を引用してみよう、表9でみるように合計特殊出生率の推移をみると、同じ新疆ウイグル自治区に居住するウイグル族同士でも首都ウルムチ市内に居住するのと、南疆の和田・墨玉地区に居住するウイグル族とでは出生率や初婚年齢に大きな差があることが判明する。合計特殊出生率では1983年時点で2.69と5.47との2倍以上の差が、又初婚年齢でも墨玉では1950年の14.5歳が80年に16.3歳、同年のウルムチ市では16.9歳と21.9歳と、80年時点で5.6年もの差がある。又現存子女の順位別でみると、墨玉は無子が21.2%、第5子以上の出産が20.6%をも占める。ウルムチ市では第5子以上が21.8%、貴州省の仡佬族は28.5%、土家族は26.4%、羌族は23.7%、布朗族は22.4%、佤族は21.1%と依然高い出生率を続けている。

この様に多様である中国少数民族ではあるが、婚姻形態、人口動態、宗教や文化をも背景におきながら人口の視点から類型分けを試みると以下の様になる。 (詳細は注4の抽稿を参照されたい。)

第1はイスラム教系民族であり、一般に出生率・離婚率が高く、初婚年齢は低い。ウイグル族、東郷族、キルギス族、撒拉族、カザフ族、タジク族、ウズベク族、タタール族、保安族など西北に居住するのに加え、全国に散居する回族などがこれに属する。古蘭経(コーラン)に基づき計画出産を宣伝・教育しようとしても容易なことではないことは、90年4月に生じた新疆での民族紛争をみても明らかである。

第2はチベット仏教、いわゆる黄教=ラマ教の場合は、教則により生涯結婚が許されていない。男子2人いれば内1人をラマ寺におくる(ラマ僧は1937年には総人口の31.5%、1958年には9.5%)ことが、なお名誉なことと思われる風習で、生涯独身率、「不育(子を生んでない)率」、性比の

表9 9つの少数民族の合計特殊出生率の推移

年	民族 墨玉 ウ(維)族	ウルムチ市 ウ(維)族	コーラオ (仡佬)族	トウチャ (土家)族	チャン (羌)族	タイ (傣)族	プーラン (布朗)族	ジノー (基諾)族	ワ(佤)族
1968	6.63	4.93	8.31	7.88	7.08	8.31	5.57	5.82	6.05
1969	6.11	3.69	6.96	7.52	6.00	6.24	7.16	7.30	6.94
1970	6.41	5.07	7.69	7.39	6.59	7.14	5.48	6.25	6.82
1971	5.73	4.94	7.20	6.83	6.67	4.66	6.14	6.22	5.28
1972	6.64	4.94	7.33	6.41	6.24	5.55	6.24	6.23	6.47
1973	5.71	4.50	7.33	5.99	6.44	4.91	5.78	6.42	6.39
1974	6.16	4.89	8.69	5.45	6.38	5.32	7.09	6.02	6.66
1975	5.69	4.81	6.82	4.78	6.09	4.21	7.28	5.76	6.56
1976	6.06	4.10	7.63	4.60	6.41	4.46	6.02	3.83	6.65
1977	5.07	4.16	5.57	3.67	4.97	3.42	5.91	3.68	5.67
1978	4.91	3.25	5.45	3.81	4.72	3.61	5.28	3.07	5.40
1979	4.77	2.85	5.16	4.20	4.13	3.38	7.30	3.58	5.23
1980	5.09	2.88	4.74	3.73	4.74	3.03	6.51	3.18	5.30
1981	5.18	2.90	5.29	4.20	4.86	2.94	5.79	2.98	4.90
1982	5.38	2.49	4.96	4.31	4.75	2.77	6.32	3.34	4.81
1983	5.47	2.69	3.83	3.68	3.76	2.86	5.42	3.19	5.17
1984			3.51	3.35	3.75	2.89	6.00	3.15	5.27
1985			3.83	2.91	3.93	3.08	4.75	3.33	4.36

出所：中国人口情報研究中心編『八個少数民族婦女婚育情況抽樣調查数据匯編』1989。

不均衡，さらには自治区成立後一旦減少していた一妻多夫（その内の9割は兄弟で一人の妻）制が生産責任制の導入以後，再び再増加の傾向にあること。チベット族，土族，珞巴族，門巴族，裕固族，普米族などがこれに属するが，正確な出生率調査に一部課題を残している。なお青海省の土族では「戴天頭」といわれる成女式の習慣があるが，女子の15歳になると髪型もかえ，男子との同居が許されるが男は定まった1人とは限らず，子供が生まれても子供は母親と共に暮らす方式がなお残っている。チベット族についていえば，民主改革前の清朝時代1737年の96万人が170余年で80万人に人口減したのは，(1)性病の流行による一部出産能力の喪失，(2)一妻多夫制による子供数の減少，(3)気候と地理条件，とりわけ標高の高い所での乳児死亡率への影響，(4)ラマ教の影響で大量の男子が結婚しない，の4点が指摘されている。

第3は西南の貴州，雲南，広西，海南，四川省などに居住する瑶，苗，侗，布依，黎，僳，傣，白族などである。一口に瑶とか黎とかいっても，その下にいくつかの支系があり，習俗，慣習を異にして系をこえての通婚が禁止されていたケースが従来多かった。一般に出生率が高いが，花籃瑶族のように1935年に費孝通が『花籃瑶社会組織』で明らかにしたような子供1人のみが家を継ぐ“単脈相伝”といわれる伝統的人口抑制（墮胎や嬰兒殺し）を行ってきた場合もある。

第4は，東北の黒龍江省中ソ国境沿いに住む最少人口の民族で，通婚によって人口こそ増大しているが本来の血統と伝統を消滅しかけている。オロチョン，ホジェン，ダフル，オロス，エヴェンキ族などである。

第5は東北遼寧省の満族，錫伯族，さらには，貴州省の仡佬・土家族に代表される戸籍変更と民族識別工作によって人口増加しつつある民族である。

第6は，出生率が漢族より唯一低く，教育程度も漢族より高い。かつ民族としての独自性を維持する朝鮮族は特例である。吉林省延辺朝鮮族自治州和龍県での董情らの調査<sup>5)</sup>によると，朝鮮族の平均寿命は65.45歳（男61.51歳，女69.70歳），同地区の漢族は69.14歳（男67.62歳，女71.19歳）である。両民族間で3.69年，特に男子については，6.11年もの大差が判明した。死因では脳血管病と心臓病が男で漢族の2.7倍，2.3倍と各々かなり，異常に高い。

又既述のオロチョン族の死亡率は高く，中でも「意外死亡」（凍死，けんか，自殺，漁業にいつての溺死）が高いことが判明している。（定住直後に，伝染病と肺結核が，特に後者は25%と高かったが現在は0.59%）東北の厳寒地域で強度の酒が共通しており，南方の米によって作られる“やわらかな”酒を異なり，脳・遺伝的にも影響を与えているとの説が指摘されている。このように出生率や初婚年齢ばかりでなく死亡率も今後の興味深い研究課題となろう。

いずれにせよ，中国少数民族人口政策の今日のポイントは，(1)計画出産の堅持，(2)一人っ子政策を実施することは不可能故の緩和，(3)民族資質・民族素質の向上の3点である。重要なことは，55の民族各々の婚姻や人口問題が異なっているという独自性の認識の必要であり，その周知が政策実施や調査にあたり充分配慮されなければならないことである。

さらには，各々民族の特色にいかに適応した生産様式をみいだすかということが，その民族の向上・繁栄にとって原点となる。従来，国家は金銭上の援助を中心にして——近年は計画出産と大学進学上の優遇政策の特典が重い。——実施されてきたが，その民族に適した生産様式をみいだしていき，その実態に即した婚姻・出生・死亡等が改善され，分析されていく必要がある。いずれにせよ少数民族

5) 董情ほか，「和龍県朝鮮族人口死亡研究」、『中国人口科学』，1990年第4期。オロチョン族については，林盛中，『中国鄂倫春族人口』，黒龍江人民出版社，1989年。沈斌華・高建綱，『鄂倫春族人口概況』，内蒙古出版社，1989年。少数民族人口一般については，張天路の『中国少数民族的人口』，遼寧人民出版社，1987年，『中国少数民族人口研究』，民族出版社，1989年，『民族人口学』，中国人口出版社，1989年，『西藏人口の変遷』，中国蔵学出版社，1989年などが代表といえる。

族人口研究はようやくスタートにたったばかりの段階であり、今後にはかりしれぬ問題の深さと広がりを含んでいる。

### Ⅲ 人口目標管理責任制と地域末端管理ネットワーク

#### 1. 人口目標管理責任制の普及

一人っ子政策は1979年に本格的に開始され、次の様な段階を経ながら今日に至っている。

第1の1979—84年期。79年1月の全国計画出産委員会主任会議にはじまり、80年9月の「共産黨員・共産主義青年団員への公開書簡」によって国策として本格化される。当初第2子出産条件は明記がなく、厳格であったが、81年頃より、①非遺伝性の身障者。②再婚。③養子をむかえた後の懐妊という特殊3条件、および少数民族や帰国華僑に限定されていた。

第2の1984—85年期。84年8月のメキシコでの世界人口会議、アメリカのレーガン政権による中国政府が強制墮胎、女児殺害の手段で人口抑制しているとの批判という国際世論、および農村での実質上の困難さによって、第2子出産の緩和がなされるようになる。

第3の1986—87年期は、農村の第2子策（第1子が女児で、実際的困難がある場合）を広く浸透していった時期。

第4は1987年以降、全国的に各省市自治区で計画出産条例を制定していった時期である。1991年3月段階では新疆ウイグル自治区とチベット自治区を除いた28省市自治区で、条例の制定を完了した。

1979・80年頃より、国としての計画出産条例（法）の制定が検討されてきたが意見が統一できず（その一部は80年婚姻法の中にかされる）、ようやく90年7月に國務院法制局に条例としておくられたが、労働・衛生・民生等の他の部門から反対をうけ、結局流れ延期されることとなった。彭珮雲主任によれば「全国的な法規を制定するには居地の異なる人口状況、異なる民族構成を考慮する必要があり、各地の経済・文化の発展は異なり、計画出産活動も一様ではなく、一つの法規で異なる地区の実際状況を配慮することは非常に難しい。…まず地方法規に基づいて実施し、次第に整備する方がよく、全国的な条例はしばらく公布しない」（90年12月17日新華社）と内外に説明し、その直後、国家計画出産委員会は、地方法規を実施するようにとの通達を各地方にだしたもようである。

なお新疆とチベットの少数民族自治区は、事実上一人っ子政策の枠は取りはらわれているが、90年4月、新疆の南西部カシュガル近くのアクト県バレン郷で「キルギス族トルクスタン独立云々」といわれた民族紛争は、実は計画出産をめぐる抵抗が契機だったとき<sup>6)</sup>。

他方、90年3月の「上海市計画出産条例」は「第2子出産の処罰金を夫婦双方の前2年の平均年収

6) 新疆ウイグル自治区においては、1988年7月1日より、「新疆自治区少数民族計画出産暫定規定」を実施。「都市2.5人、農村3.2人」という規定をつくりスローガンとしたが、実施は困難であった。85年12月のデモの時には、ウイグル族のスローガンの1つが計画出産に対する反対であった（他は核実験反対、人民代表大会に民族比率を増やせ、政治犯の自治区への労働改造送りをやめよ、少数民族教育の強化、外国留学の機会を増やせ、政治的自治権与えよ、経済改革の決定権をより多く与えよなど）。ところが、90年4月の民族紛争はスローガンの1つというのではなく、「主要なスローガン」として計画出産が前面要求にだされている。きくところによれば、その後計画出産外第3子に対する処罰金の徴収が自治区内でなされていないもようである。

チベット自治区においても、「一二三四政策」という、牧畜区では4人までよいという出産規定が86年にだされたが、87年末にはとりやめられたという。

内蒙古自治区 90年12月の計画出産条例、黒龍江省 89年12月条例をみても、オロチョン・ダフル・エヴェンキ・ホジェン・キルギス族に対しては、いずれも第3子出産を許可している。

なお、少数民族別出生率、初婚年齢、年齢構造などの調査結果については、中国人口情報研究中心編、『八個少数民族婦女婚育情況抽樣調查数据匯編』、1989年（国家計画生育委員会、少数民族婚姻生育情況系列調査課題、肖自力主編）、および肖振禹・劉小治、「中国四個地区三個民族的婦女婚姻生育調查概況」、『中国人口年鑑』、1987年版、671—683頁などがあるが、ここでは表9以外は紙面の制約で詳しくは省略。



の3倍、第3子以上は4～6倍とし、納期は6年以内、第1年度の納入額は罰金総額の25%以上」と、大幅引き上げを行った。87年12月に「上海市婚前健康検査暫定規則」を批准した内容にそい、胎児に対する性別鑑定も明記された。

ところでこの上海条例にも表われ、近年の地域末端出産管理で注目されるのは「計画出産目標管理責任制」の全国的普及である。これは、1986年に広西のベトナム国境に近い百色市で試行されはじめ、89年頃から全国化しはじめた。この方法は、経済請負制を参考にしたもので、人口計画が郷（鎮）、村（街道）、村民グループに逐次下達され、同時に下から上へと人口出産目標を請け負い、目標を達成したら報奨金を与え達成しなかったら罰金を課する。こうすると出産適齢夫婦には、計画出産に責任を負う専任者がつけられるようになった。

換言すれば、各級人民政府と計画出産委員会とが職責を明記して、市人口発展計画と計画出産の年度計画を策定し、組織と組織の間で責任をとりかわすのである。各組織は毎月経済情勢分析会議と同様に、計画出産情勢分析会議を開催することとなる。

写真1は、河北省定州市（86年まで定県）の責任書の事例である。出生率・計画出産率・多子率の3つの指標を用い、1989・90年度の各目標を定め、市長・計画出産委員会責任者らが署名しあう。その年度計画目標数値に基づいて報奨金や処罰金を組織間でやりとりするわけである。

具体的には、89年出生率15.5%、計画出産率82%、多子率2%、90年は出生率15.33%、計画出産率85%、多子率2%と目標を定める。報奨金は、一等は89年に、計画出産率82%以上、多子率2%以下なら奨励金4,000元（市区は1,500元）二等は89年に、計画出産率80%以上、多子率2.5%以下なら奨励金3,000元（市区800元）とする。他方、処罰金は計画出産率80%を基数として1%低くなる

写真1 河北省定州市の人口目標管理責任書

## 定州市人民政府 人口目標管理責任書

为从严从紧控制人口增长，切实抓紧抓好计划生育工作，根据省政府《关于切实做好计划生育工作的决定》，从一九八九年起市政府与各区长签定人口目标管理责任书。有关事项如下：

### 一、人口目标管理责任书的主要内容

一九八九年和一九九〇年的人口出生率，计划生育率和多胎率等。

人口目标管理责任书分别由市长和分管副市长与各区长及分管的副区长或副书记签字。

### 二、考核办法

各项指标完成情况年终以市计生委和市统计局抽样调查结果为依据。

### 三、考核指标及奖惩办法

责任书有效期为一九八九、一九九〇两年。

一九八九年人口出生率为15.5%，计划生育率为82%，多胎率为2%；

一九九〇年人口出生率15.33%，计划生育率为85%，多胎率为2%。

奖励分为二等。一九八九年底市政府给予一次性奖励。（1990年细则待定）

一等奖：一九八九年计生率在82%以上；多胎率在2%以下；奖现金4000元（城区1500元）。

二等奖：一九八九年计生率在80%以上；多胎率在2.5%以下；奖现金3000元（城区800元）。

惩罚：计划生育率以80%为基数，每降低1%罚款500元；多胎率以2.5%为基数每提高0.1%罚款500元。并对完不成指标的区在全市通报批评，同时由各区向市政府写出书面报告。造成人口严重失控的严肃处理，追究主要领导及分管领导的责任。视情节给予降职、降级直至解除职务的处分。

实行市政府与各区长签定人口目标管理责任书，是从严从紧控制人口增长，以人口指标完成情况考核主要领导同志政绩的具体措施。必须严肃对待，认真执行；并注意及时研究解决人口目标管理进程中出现的 new 情况新问题。不断充实，使之日臻完善。

市长（签字）\_\_\_\_\_

副市长（签字）\_\_\_\_\_

一九八九年 月 日

区长、办事处主任（签字）\_\_\_\_\_

副区长、副书记、办事处副主任（签字）\_\_\_\_\_

一九八九年 月 日

ごとに500元、多子率は2.5%を基数として、0.1%高くなるにつれ500元とする、という内容である。

目標とする指標は、筆者が地方の実態をみるかぎり、出生率と計画出産率の2つの場合が多く、その数値は出産適齢女子人口を基礎として積み上げる故に、地域・年度により目標値は異なる。

ついで上海市楊浦区四平街道を事例にとってみよう。街道（人口約7.8万人）は21の居民区からなるが、市——区——街道——居民区の各相互間で、出生率と計画出産率の2つの指標によって人口目標管理責任書が1988年より作成・実施されはじめた。90年についてみると、第2子出産児数は25人以内＝計画出産率99.0%以上と明記され、90年5月30日に街道と居民委員会の責任者、担当計画出産専任者とが署名しあっている。90年の結果はその数値（99.0%）を上まわる成績（計画出産率でいえば、90年は99.87%に達し、計画外出産児数でいえば、この四平街道では88年が1人、89年が2人、90年が1人を数えるのみであった）をおさめ、専従者1人あたり30元の奨励金が支給されたという。90年3月に新しい計画出産条例が制定されて以後、さすが計画外出産は1例もないとのこと（91年2月現在）、ちなみに上海全市の計画出産率は87年99.26%、88年99.36%、89年99.39%であった。

## 2. 地域末端人口管理ネットワーク

このように全国的人口計画を末端まで下達しようとするれば、次第に計画的に出産予定を事前に把握していくことが重要となってくる。中国の人口管理は、(1)1956—76年の素放型管理、(2)1976—83年の経験型管理、(3)1984年以降の妊娠前型管理と変わってきたといわれる。

こうなると次第に妊娠前、さらには未婚者の今後の結婚・出産計画までも射程内に入れた地域末端出産管理ネットワークまで必然組んでいくこととなる。北京市西城区ではついに未婚女子1人1人のカードが登場し、婚約者の有無、結婚予定時期までが記入される欄があり（他地域では多くは15～49歳女子は一律のカードを用い、その内に未婚者を含み込む場合が多い）新たな驚きを感じる。出産適齢女子の個々のカードの一例であり、毎月の避妊措置、出産歴、性別子女数、一人っ子証受領状況などが記録される。なお上海市楊浦区を事例にしてみると、長産（出産後1年以上の休暇中）、長病、空桂（戸籍がありながら居住してない）、折遷（戸籍がありながら他に居住）、自営業、失業、無職の7種の出産適齢女子については、赤色の重点カード（他は白カード）によって要注意の管理体制がとられている。

他には、①新婚、②妊娠・出産、③一人っ子証受領者の3種の名簿が各居民委員会のもとにある保健站（ステーション）で作成され保管される。一人っ子証を受領にあたっては、まず「一人っ子証申請書」を具体的避妊処置を明記した上で、夫婦とも職場の責任者の署名をうけ、その審査意思を提出、かつ区・県の計画出産弁公室の審査と同意を経る。

区・県計画出産弁公室は、それをうけて夫婦の職場に、一人っ子を証明する「通知書」を発送。それによって一人っ子証の名簿がつくられ「一人っ子証」が発給される。その上で夫婦双方の職場から一人っ子証の奨励金・保健費が毎月（地区によっては半年まとめて）支給されるという順序である。

既述したように流動人口の多い広東省では、1987年7月「広東省流動人口計画出産管理弁法」全13条を制定、8月から施行している。「広東省流動人口出産節育証」「流動人口未婚証明」「広東省計画出産証」を発給して“妊娠前型管理”に必死である（『中国人口報』90年5月18日）。

なお省を越えて流動する人口への出産管理を行うため、国家計画出産委員会は既述の「計画出産条例」とセットにして、90年7月に「流動人口出産管理条例」を國務院法制局に提出した。しかしながら各方向の反対によって前者が流れたために、それに基づく形で組み立てられていた流動人口出産管理も自動的に消滅することとなった。

国家計画出産委員会は國務院および国家計画委員会に「国民経済第8次5カ年計画」（1991—95年）

人口計画案を報告した。その内容は95年末の人口目標を12億2,500万人、5年間の平均年増加人口は約1,680万人、自然増加率は1.431%、合計特殊出生率は2.11、2000年末の全国総人口は12億9,000万人、10年間の年平均自然増加率1.235%、合計特殊出生率1.93である。

国家計画出産委員会の彭珮雲主任によれば、一人っ子政策の目標は「21世紀半ばに15億人前後に安定させること。一人っ子政策は21世紀半ばまでは継続し、それ以降は具体的調整を行うことになる」という。しかしこの日本での発言は、政治家としての政策安定課題を背景にしての発言とみてよく、大方の人口専門家達は21世紀初めまでとみている。人口高齢化、65歳以上人口比をピーク時でなんとか18~19%どまりにしたいとの、ぎりぎりの接点とみてよいだろう。

今世紀末12億の目標は、もはや12.9億程度と修正しており、合計特殊出生率は87年に2.59（都市は1.36、農村は2.94）88年に2.31、89年に2.17、90年センサスで2.25であり、出生率低下で揺れる日本の89年値1.57、90年値1.53よりもはるかに高い。

これからの90年代は、60年代に出生したベビーブーム・コーホートが出産期に入り、23歳女子人口だけをとってみても、81年に814万人であったのが、92年に1,325万人となり、一人っ子政策はこれからが正念場を迎えるともいえるであろう。

伝統的子女観である男尊女卑、多子多福の思想には建国後40年を経ても大きな変化はみられず、年金などの農村での社会保障制度の整備もこれからである。近年、農村で一人っ子や女の子だけの世帯では、扶養してくれる者がいないという心配を解消すべく、各種の計画出産保険が普及し始め、保険加入者は89年末に1,590万人に達したというが、全体からみればなお微々たるものである。1人当たりの耕地面積は、49年の建国以後今日では半減し、世界の平均の4分の1の水準に落ち込み、1人当たり食糧生産額も年々減少している。（84年に394kgが87年には377kg）

89年春節をピークに“盲流”といわれる巨大な人口が動きだし、その一部がベトナム偽装難民として日本にも上陸し始めた。彼らは経済改革で地域格差が拡大した沿岸地帯に職探しで噴出・流動し始めたのであり、その一部が日本にも国境を越え、あふれだしてきたのである。外国人労働力問題をめぐって中国からの就学生急増に頭を痛める時に、この偽装難民問題はわが国に驚きを与え、いやがおうでも中国11億余の人口圧力を自国にも関連する問題としてうけとめざるをえない契機となった。

70年代後半期の出稼ぎ先であった中東産油国が不況や湾岸戦争で先細りとなり、シベリア等への“労務輸出”政策を本格化しようとする中国にとって、日本は絶好の1.5~2.5億人（今世紀末には3億人）ともいわれる余剰農業労働力の送出国であることに異論はない<sup>7)</sup>。

厳しい一人っ子政策を現代化早期実現に向けての“やむなく取らざるをえない選択”として実行しつつも、なお1年間にオーストラリア1国、中東でいえば数カ国人口に匹敵する年平均約1,680万人増の人口大爆発が続くのである。人口大国：中国の苦悩は深まりこそすれ当分の間、消え去る見こみはないのである。

7) 90年6月、鄧小平は、国が乱れたら国民の海外に流出することが大問題となり「(日本に5,000万人)インドネシアに1億人、タイに1,000万人、香港に50万人」と発言したといわれる。拙稿「中国における人口流動“盲流”——就学生・偽装難民流出の背景」、『人口問題研究』、第46巻第1号、1990年4月、および「中国における近年の人口流動をめぐり一考察」、『アジア経済研究所』、『アジア経済』、第32巻第4号、1991年4月も参照のこと。

## Information on the Current Population Census and Policy of China

Keiko WAKABAYASHI

Communique of the State Statistical Bureau of the People's Republic of China published on Major Figures of 1990 Population Census.

China carried out its fourth national population census in July of 1990, total population. China has a population 1,133,682,501. This figure was obtained, with zero hour of July 1, 1990 as the reference time, through face-to-face interview to the people holding citizenship of the People's Republic of China and residing on the mainland of the country.

Compared with the figures of 1982 census, 6 minority nationality have increased its population by 100% in the past 8 years. It was due to the changes of historical policies and the special protection and special privilege for minority nationalities since 1978.

First, minority nationalities are approved to have two children and to have three children under special conditions through practising family planning, accordingly, there is relaxed implementation in the number of birth and they are allowed to marry at two years earlier than the marriage age prescribed by the law. These differences have come from one child policy as it has excluded minority nationalities since 1979.

Secondly, marriages between the Han and minority nationalities have increased. Their children are mostly reported as minority nationalities so that their number in population has been increasing. The preferential policies for minority nationalities has raised their political, social and economical standing from the discriminated conditions and the right of autonomy has largely been approved. The concrete examples are ; (1) relaxation in family planning ; (2) preferential treatment in admission to higher schools ; (3) preferential treatment for dormitory expenses and scholarship ; (4) advantage in getting jobs or positions of a cadre ; (5) grant-in-aid.

Thirdly, before 1978 minority nationalities were looked down so that they had concealed their nationality origin and had lived as the Han nationality. Later most of them officially admitted and reported their nationalities, which brought an increase in calculation. There were many people who revised their nationalities since 1978 and most of them changed from the Han to minority nationalities.